

令和6年度 市・道民税申告の手引き

令和6年度の市・道民税申告は、令和5年1月1日から12月31日までの所得について、令和6年1月1日現在の住所地に対して行います。申告の期限は令和6年3月15日（金）です。

【申告が必要な方】

次の①～③に該当しない方で、令和6年1月1日現在、岩見沢市に住所がある方。

- ①税務署に所得税の確定申告書を提出する
- ②給与所得のみで、勤務先で年末調整を受け、それ以外の所得控除を追加しなくてもよい
- ③公的年金に係る雑所得のみで所得控除を追加しなくてもよい

※収入がなかった方や遺族年金・障害年金のみ受給した方も、手引きを参考に作成し提出してください。提出がないと、あなたに所得があるのかどうかを判断できず、申告確認などを行うことがあります。また、申告の内容は、税額の算定のほか、各種所得に関する証明書の発行や国民健康保険料などの算定や軽減、市の各種サービスの資格判定などにも幅広く使われています。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・道民税の申告が必要となる場合があります。

【申告書作成時に準備する書類】

申告書を作成する際は、下記の書類を準備し、よく確認しながら記入してください。

また、これらの書類は5年間の保管義務があります。

○本人確認するための書類（①個人番号確認書類＋②身元確認書類）

- ①個人番号確認書類
マイナンバーカード、通知カード
- ②身元確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 など

○所得を計算するために必要な書類

営業、農業、不動産など 事業を営む方	収支内訳書（所得税の様式） ※必ず作成してください
給与所得がある方	給与所得の源泉徴収票
年金所得がある方	公的年金等の源泉徴収票
個人年金や報酬・配当収入 等がある方	支払元から発行された支払調書等、経費が明らかになる書類

○控除を計算するために必要な書類

（令和5年1月1日から12月31日までに支払ったもの）

社会保険料控除	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、その他の社会保険料の領収書または口座振替済通知書、国民年金保険料の控除証明書または領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料、地震保険料等の控除証明書（領収書は不可）
医療費控除	医療費控除の明細書 （添付が必要です。必ず作成してください） ※医療保険者が発行する医療費通知により領収書の分類・集計を省略する場合は原本の添付が必要です。
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳 など
寄附金控除	金額、寄附先が明記された受領証明書

～郵送による市・道民税の申告をおすすめします～

申告会場は大変混雑します。ご自分で申告書を作成した方は、郵送での申告が便利です。なお、作成した申告書を持参いただいた場合でも、その場での内容確認は行いません。

【申告書を郵送する場合】

- ・左記【申告書作成時に準備する書類】のコピーを申告書に同封してください。
- ・添付された資料の返却はいたしません。
- ・申告書に電話番号を記入のうえ、3月15日（金）までに提出してください。
- ・申告書の『控え』の返信を希望される方は、作成した申告書のコピーと返信用封筒（住所・氏名を明記し、切手を貼ったもの）を同封してください。

差出人

氏 名	住 所

〒068-8686
岩見沢市役所
税務課市民税係 行
岩見沢市鳩が丘
1丁目1番1号

→ 郵送の方は、こちらを切り取って、封筒に貼ってご利用ください

令和 6 年度分 市民税・道民税 申告書					整理番号																																										
住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 フリガナ		氏名 姓 名 フリガナ		個人番号 (マイナンバー)	電話番号																																										
出生年月日 年 月 日		生年月日		世帯主の氏名																																											
所得から差し引かれる金額に関する事項																																															
<table border="1"> <tr> <th>社会保険料</th> <th>支払った保険料</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新生命保険料の計</td> <td>旧生命保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td>旧個人年金保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料の計</td> <td>旧長期損害保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>					社会保険料	支払った保険料	円	社会保険料			健康保険料			厚生年金保険料			介護保険料			合計			新生命保険料の計	旧生命保険料の計		円	円		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		円	円		介護医療保険料の計			円			地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		円	円		
社会保険料	支払った保険料	円																																													
社会保険料																																															
健康保険料																																															
厚生年金保険料																																															
介護保険料																																															
合計																																															
新生命保険料の計	旧生命保険料の計																																														
円	円																																														
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計																																														
円	円																																														
介護医療保険料の計																																															
円																																															
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計																																														
円	円																																														
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>不動産</td> <td>ウ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>利子</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>配当</td> <td>エ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>給与</td> <td>カ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>公的年金等</td> <td>キ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>業務</td> <td>ク</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他</td> <td>ケ</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>短期</td> <td>コ</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>長期</td> <td>サ</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>一時</td> <td>シ</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>総合譲渡</td> <td></td> </tr> </table>					1	不動産	ウ	2	利子	イ	3	配当	エ	4	給与	カ	5	公的年金等	キ	6	業務	ク	7	その他	ケ	8	短期	コ	9	長期	サ	10	一時	シ	11	総合譲渡											
1	不動産	ウ																																													
2	利子	イ																																													
3	配当	エ																																													
4	給与	カ																																													
5	公的年金等	キ																																													
6	業務	ク																																													
7	その他	ケ																																													
8	短期	コ																																													
9	長期	サ																																													
10	一時	シ																																													
11	総合譲渡																																														
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>社会保険料控除</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>小規模企業 共済等掛金控除</td> <td>⑭</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>生命保険料控除</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地震保険料控除</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>寡婦、ひとり親控除</td> <td>⑰～⑱</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>勤労学生、障害者控除</td> <td>⑲～⑳</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>配偶者(特別)控除</td> <td>㉑～㉒</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>扶養控除</td> <td>㉓</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>基礎控除</td> <td>㉔</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>⑬から⑳までの計</td> <td>㉕</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>雑損控除</td> <td>㉖</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>医療費控除</td> <td>㉗</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>合計</td> <td>㉘</td> </tr> </table>					1	社会保険料控除	⑬	2	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	3	生命保険料控除	⑮	4	地震保険料控除	⑯	5	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	6	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	7	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	8	扶養控除	㉓	9	基礎控除	㉔	10	⑬から⑳までの計	㉕	11	雑損控除	㉖	12	医療費控除	㉗	13	合計	㉘				
1	社会保険料控除	⑬																																													
2	小規模企業 共済等掛金控除	⑭																																													
3	生命保険料控除	⑮																																													
4	地震保険料控除	⑯																																													
5	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱																																													
6	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳																																													
7	配偶者(特別)控除	㉑～㉒																																													
8	扶養控除	㉓																																													
9	基礎控除	㉔																																													
10	⑬から⑳までの計	㉕																																													
11	雑損控除	㉖																																													
12	医療費控除	㉗																																													
13	合計	㉘																																													
<p>5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65未満の方は給与所得以外)の市民税・道民税の納税方法</p> <p><input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)</p> <p><input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)</p>																																															

この申告書に係る所得等の提出した方は、市民税・道民税申告書の提出が必要ありません。

下記へ

P.3~7へ

P.3へ

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

住所・氏名・個人番号の記入

現住所・令和6年1月1日時点の住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号などを記入してください。申告書を提出する際は、個人番号確認書類および身元確認書類が必要です。

所得金額の計算

所得の種類		所得の計算	申告書の記入欄	
			収入	所得
営業等所得	小売業、建設業など事業等から生じる所得	収入金額－必要経費	ア	①
農業所得	農産物の生産、家畜の飼育などから生じる所得	収入金額－必要経費	イ	②
不動産所得	家賃、地代、権利金・礼金など	収入金額－必要経費	ウ	③
配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式等を取得するために要した負債の利子	オ	⑤
給与所得	給与（アルバイト・パート代含む）、賞与など	6ページの別表1により計算	カ	⑥
雑所得	公的年金等（国民・厚生年金・企業年金など）	6ページの別表2により計算	キ	⑦
	業務	収入金額－必要経費	ク	⑧
	その他の雑所得（個人年金など他に当てはまらない所得）	収入金額－必要経費	ケ	⑨
総合譲渡所得	土地・建物以外の資産を売って得た所得（所有期間が5年超は長期、5年以下は短期）	収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円）※長期はさらに2分の1	コ、サ	⑪
一時所得	生命保険の満期受取金、賞金など一時的な所得	{収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円）}÷2	シ	

※詳しい計算方法などは所得税法に準拠しますので、所得税の確定申告の手引きをご確認ください。

所得から差し引かれる金額の計算

控除の種類		控除の計算・控除額	記入欄
社会保険料控除	前年中に支払った国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険等の社会保険料の金額	支払った金額の合計	⑬
小規模企業共済等掛金控除	本人が前年中に支払った小規模企業共済等掛金の金額	支払った金額の合計	⑭
生命保険料控除	前年中に本人または生計を一にする親族の生命保険契約や生命保険共済等の保険料を支払った場合	それぞれの区分の保険料について、6ページ、7ページの別表3により求めた額の合計（※限度額70,000円）	⑮
地震保険料控除	前年中に本人または生計を一にする親族の地震保険料を支払った場合	7ページの別表4により計算	⑯
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚後、婚姻（事実婚を含む）せず、扶養親族がいる ・夫と死別後、婚姻（事実婚を含む）していない、または夫が生死不明 ※ひとり親控除の対象者を除く。	26万円	⑰～⑱

ひとり親控除	合計所得金額が 500 万円以下で次に該当する方 ・生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有し、婚姻（事実婚を含む）していない ※婚姻歴の有無や性別は関係ありません。	30 万円	⑰～⑱
勤労学生控除	合計所得金額が 75 万円以下で、給与等所得以外の所得が 10 万円以下の学生	26 万円	⑲～⑳
障害者控除	本人や同一生計配偶者、その他の扶養親族が障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている）の方	26 万円 ※特別障がい者（身体 1 級・2 級、精神 1 級、療育手帳 A 判定）の方は 30 万円 （同居の特別障がい者は 53 万円）	⑲～⑳
配偶者控除	生計を一にしている配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の方 ※本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が減少し、1000 万円を超える場合には適用できません。	33 万円 ※配偶者が昭和 29 年 1 月 1 日以前生まれの方は、38 万円。 ※本人の合計所得金額が 900 万円を超える場合は、7 ページの別表 5 により計算。	㉑～㉒
配偶者特別控除	生計を一にしている配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の方 ※本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が減少し、1000 万円を超えると適用できません。	7 ページの別表 5 により計算	㉑～㉒
扶養控除	合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする扶養親族を扶養している方	・一般の扶養親族 （下記以外。ただし、年少扶養親族（H20.1.2 以降生まれ）を除く） 33 万円 ・特定扶養親族 （H13.1.2～H17.1.1 生まれ） 45 万円 ・老人扶養親族 （S29.1.1 以前生まれ） 38 万円 ・同居老親等 （本人または配偶者の（祖）父母で同居扶養親族） 45 万円	㉓
基礎控除	本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の方	7 ページの別表 6 により計算	㉔
雑損控除	災害や盗難などにより生活用資産に損害を受けた方	次の①、②のいずれが多い方の金額 ①（損害金額－保険金等で補てんされる額）－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－5 万円	㉕

控除の種類		控除の計算・控除額	記入欄
どちらか一方のみ	医療費控除	令和5年中に10万円（または総所得金額等の5%との少ない方）以上の医療費を支払った方 ※医療費控除の明細書を添付してください。医療費等の領収書はご自宅で5年間保存してください。	⑰
	医療費控除（特例）	令和5年中に1万2千円以上のスイッチOTC医薬品を購入した方 購入金額－保険等の補てん金－1万2千円 ※控除上限額8万8千円。	

所得金額調整控除について

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
 - 本人が特別障害者に該当する
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入額} (\text{※}) - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

- ▶ 「年齢23歳未満の扶養親族を有する」、「特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する」のいずれかに該当する方は、その要件に該当する同一生計配偶者または扶養親族の氏名、生年月日などを申告書裏面の「16 所得金額調整控除に関する事項」に記載してください。

(裏面)

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
氏名					
個人番号					

- 給与収入と年金収入の両方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額} (\text{※}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} (\text{※})) - 10 \text{万円}$$

(※) 10万円を超える場合は10万円

【廃止】上場株式等の所得の課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、令和6年度から個人住民税に適用される税制改正において、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。これに伴い、「上場株式等の所得に関する住民税課税方式選択の申出書」は令和6年度から廃止となり、所得税で選択した課税方式が自動的に住民税にも適用されます。

※上場株式等の所得について、所得税において申告することを選択した場合、その分の所得が加算されます。その結果、税法上の扶養親族などに該当しないこととなり、各種保険料などの金額に影響が生じる場合があります。課税方式の選択はご自身の判断で行ってください。

●別表1 給与所得の計算

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
550,999 円まで		0 円
551,000 円	1,624,999 円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額
1,625,000 円	1,799,999 円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる (算出金額：A)
1,800,000 円	3,599,999 円	
3,600,000 円	6,599,999 円	
6,600,000 円	8,499,999 円	「 $A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 」で求めた金額
		「 $A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円」で求めた金額
		「 $A \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円」で求めた金額
8,500,000 円から		「収入金額 $\times 90\% - 1,100,000$ 円」で求めた金額
		「収入金額 $- 195$ 万円」で求めた金額

●別表2 公的年金等の所得の計算（雑所得）

・65歳未満の方（昭和34年1月2日以降生まれ）

公的年金の収入	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円以下	収入金額 $- 60$ 万円	収入金額 $- 50$ 万円	収入金額 $- 40$ 万円
130 万円超 410 万円以下	収入金額 $\times 75\%$ $- 27.5$ 万円	収入金額 $\times 75\%$ $- 17.5$ 万円	収入金額 $\times 75\% - 7.5$ 万円
410 万円超 770 万円以下	収入金額 $\times 85\%$ $- 68.5$ 万円	収入金額 $\times 85\%$ $- 58.5$ 万円	収入金額 $\times 85\%$ $- 48.5$ 万円
770 万円超 1,000 万円以下	収入金額 $\times 95\%$ $- 145.5$ 万円	収入金額 $\times 95\%$ $- 135.5$ 万円	収入金額 $\times 95\%$ $- 125.5$ 万円
1,000 万円超	収入金額 $- 195.5$ 万円	収入金額 $- 185.5$ 万円	収入金額 $- 175.5$ 万円

・65歳以上の方（昭和34年1月1日以前生まれ）

公的年金の収入	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円以下	収入金額 $- 110$ 万円	収入金額 $- 100$ 万円	収入金額 $- 90$ 万円
330 万円超 410 万円以下	収入金額 $\times 75\%$ $- 27.5$ 万円	収入金額 $\times 75\%$ $- 17.5$ 万円	収入金額 $\times 75\% - 7.5$ 万円
410 万円超 770 万円以下	収入金額 $\times 85\%$ $- 68.5$ 万円	収入金額 $\times 85\%$ $- 58.5$ 万円	収入金額 $\times 85\%$ $- 48.5$ 万円
770 万円超 1,000 万円以下	収入金額 $\times 95\%$ $- 145.5$ 万円	収入金額 $\times 95\%$ $- 135.5$ 万円	収入金額 $\times 95\%$ $- 125.5$ 万円
1,000 万円超	収入金額 $- 195.5$ 万円	収入金額 $- 185.5$ 万円	収入金額 $- 175.5$ 万円

●別表3 生命保険料控除の計算

・新契約（平成24年1月1日以後の契約）

区分	支払保険料	控除額
一般生命保険料 個人年金 介護医療 (区分ごとに計算)	12,000 円まで	支払保険料全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料 $\times 2$ 分の $1 + 6,000$ 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料 $\times 4$ 分の $1 + 14,000$ 円
	56,000 円超	28,000 円（限度額）

・旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前の契約）

区分	支払保険料	控除額
一般生命保険料 個人年金 (区分ごとに計算)	15,000 円まで	支払保険料全額
	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×2 分の 1+7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×4 分の 1+17,500 円
	70,000 円超	35,000 円（限度額）

※新契約と旧契約の両方を支払った場合は、新契約と旧契約で算出した額の合計額（上限 28,000 円）。

ただし、旧契約の控除額が、上限を上回る場合は、旧契約のみの控除額（上限 35,000 円）を適用します。

※一般の生命保険料と個人年金保険料と介護保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額（上限 70,000 円）。

●別表 4 地震保険料の計算

区分	支払保険料	控除金額
①地震保険料	50,000 円まで	支払保険料×2 分の 1
	50,000 円超	25,000 円（限度額）
②旧長期損害保険料 (H18.12.31 までに契約したもの)	5,000 円まで	支払保険料全額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×2 分の 1+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円（限度額）
①・②両方ある場合	—	①・②で求めた控除額の合計（上限 25,000 円）

●別表 5 配偶者控除および配偶者特別控除の計算

配偶者の 合計所得金額		本人の合計 所得金額		950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超	控除の 適用なし
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下			
配偶者 控除	48 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	控除の 適用なし	
	70 歳以上の 老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円		
配偶者 特別 控除	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円		
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円			
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円		
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円		
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円		
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円		
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円		
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円		
	133 万円超	控除の適用なし				

●別表 6 基礎控除の計算

本人の合計所得金額	市・道民税の控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	控除適用なし

(記入例) ご収入がある方

令和6年度分 市民税・道民税 申告書			
岩見沢市長 殿	現住所 1月1日現在の住所 フリガナ	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 同上 イワミ サワオ	住所、氏名、電話番号などをもちが ないように必ず記入してください。
提出年月日 年 月 日	氏名	岩見 沢男	電話番号 0126-23-4111
	生年月日	S19.4.4	個人番号 (マイナンバー) 〇〇〇〇△△△△××××
	世帯主の氏名	岩見 沢男	続柄 本人
3 所得から差し引かれる金額に関する事項			
⑬	源泉徴収票のとおり	75,000	収入金額等
⑭	国民健康保険料	185,000	
	合計	260,000	
⑮	新生命保険料の計		所得金額
⑯	旧生命保険料の計		
⑰	旧個人年金保険料の計		
⑱	旧長期損害保険料の計		所得から差し引かれる金額
⑳	障害者控除		
㉑	配偶者控除		
㉒	扶養控除		雑損控除
㉓	医療費控除		
㉔	雑損控除		
㉕	医療費控除	150,000	
㉖	雑損控除	50,000	
㉗	医療費控除	150,000	
㉘	雑損控除	50,000	
㉙	医療費控除	150,000	
㉚	雑損控除	50,000	
㉛	医療費控除	150,000	
㉜	雑損控除	50,000	
㉝	医療費控除	150,000	
㉞	雑損控除	50,000	
㉟	医療費控除	150,000	
㊱	雑損控除	50,000	
㊲	医療費控除	150,000	
㊳	雑損控除	50,000	
㊴	医療費控除	150,000	
㊵	雑損控除	50,000	
㊶	医療費控除	150,000	
㊷	雑損控除	50,000	
㊸	医療費控除	150,000	
㊹	雑損控除	50,000	
㊺	医療費控除	150,000	
㊻	雑損控除	50,000	
㊼	医療費控除	150,000	
㊽	雑損控除	50,000	
㊾	医療費控除	150,000	
㊿	雑損控除	50,000	
1	収入金額等		2,340,000
2	所得金額		1,240,000
4	所得から差し引かれる金額		1,370,000
㉛	医療費控除		100,000
㉜	雑損控除		50,000
㉝	医療費控除		150,000
㉞	雑損控除		50,000
㉟	医療費控除		150,000
㊱	雑損控除		50,000
㊲	医療費控除		150,000
㊳	雑損控除		50,000
㊴	医療費控除		150,000
㊵	雑損控除		50,000
㊶	医療費控除		150,000
㊷	雑損控除		50,000
㊸	医療費控除		150,000
㊹	雑損控除		50,000
㊺	医療費控除		150,000
㊻	雑損控除		50,000
㊼	医療費控除		150,000
㊽	雑損控除		50,000
㊾	医療費控除		150,000
㊿	雑損控除		50,000
1	収入金額等		1,240,000
2	所得金額		1,240,000
4	所得から差し引かれる金額		1,370,000
㉛	医療費控除		100,000
㉜	雑損控除		50,000
㉝	医療費控除		150,000
㉞	雑損控除		50,000
㉟	医療費控除		150,000
㊱	雑損控除		50,000
㊲	医療費控除		150,000
㊳	雑損控除		50,000
㊴	医療費控除		150,000
㊵	雑損控除		50,000
㊶	医療費控除		150,000
㊷	雑損控除		50,000
㊸	医療費控除		150,000
㊹	雑損控除		50,000
㊺	医療費控除		150,000
㊻	雑損控除		50,000
㊼	医療費控除		150,000
㊽	雑損控除		50,000
㊾	医療費控除		150,000
㊿	雑損控除		50,000

源泉徴収票に含まれていない社会保険料などを加えて申告する場合は、該当する箇所に種類や支払った金額などの必要事項を記入してください。

本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合で、本人と生計を一にする配偶者があり、配偶者の合計所得が48万円以下の方はし点を記入してください。

16歳未満の扶養親族がいる場合は記入してください。
※控除対象外であっても、市・道民税の計算上必要な情報となりますので、もれなく記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65未満の方は給与所得以外)の市民税・道民税の納税方法

□ 給与から差引き(特別徴収)
□ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(記入例) ご収入がない方・非課税収入のみの方

住所、氏名、電話番号などを間違えないように必ず記入してください。

令和6年度分 市民税・道民税 申告書

この申告書に係る所得等のある方は、「市民税・道民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

提出年月日 年 月 日	現住所 岩見沢市長 殿 1月1日現在の住所 フリガナ 氏名 生年月日	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 同上 イワミ サワオ 岩見 沢男 S19.4.4	整理番号 電話番号 0126-23-4111	個人番号 (マイナンバー) 〇〇〇〇 △△△△ ××××	世帯主の氏名 岩見 沢男	続柄 本人
----------------	---	---	------------------------------	------------------------------------	-----------------	----------

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲ 配偶者控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ 配偶者控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	⑱ 勤労学生控除 (学校名)	
⑳ 障害者控除	氏名	障害の程度	身体精神障害 級度
㉑ 配偶者(特別)控除	氏名	生年月日	円
㉒ 扶養控除	氏名	生年月日	円
㉓ 扶養控除	氏名	生年月日	円
㉔ 扶養控除	氏名	生年月日	円
㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円

扶養親族の方の氏名・生年月日・続柄を記入してください。

⑳ 扶養親族	氏名	生年月日	円
㉑ 扶養親族	氏名	生年月日	円
㉒ 扶養親族	氏名	生年月日	円

1 収入金額等	事業	営業等	ア
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
2 所得金額	事業	営業等	①
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計	⑩	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	雑損控除	⑳	
	医療費控除	㉖	
	合計	㉗	
	配偶者(特別)控除	㉑	
	扶養控除	㉒	
	基礎控除	㉔	
	⑬から㉔までの計	㉕	

扶養親族がいる場合「扶養あり」と記入してください。

扶養あり

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65未満の方は給与所得以外)の市民税・道民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。